

うなぎ養殖業が**届出制**になります

平成26年11月1日からスタート

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、うなぎ養殖業が届出養殖業として定められました。

現にうなぎ養殖業を営んでいる方は、平成26年11月1日から同年12月1日までの間に届出が必要です。新たにうなぎ養殖業を営もうとする方は、養殖を開始する日の1ヶ月前までに届出が必要です。



「届出書」の提出

現にうなぎ養殖業を営んでいる方は、平成26年11月1日(土)から同年12月1日(月)までの間に、新たにうなぎ養殖業を営もうとする方は、養殖を開始する日の一ヶ月前までに「養殖業の開始届出書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。

なお、ニホンウナギに限らずその他のうなぎ(ビカーラ種、アメリカウナギ等)を養殖する養殖業者も届出が必要です。

また、届出事項を変更する場合、うなぎ養殖業を廃止する場合等にも届出が必要です。



「養殖予定書」の提出

届出養殖業者は、毎年11月1日から同月30日までの間に、同月1日から翌年10月31日までの間におけるうなぎの池入量を記載した「養殖予定書」を2部、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



「実績報告書」の提出

届出養殖業者は、届出をしている養殖場ごとに毎月「実績報告書」を2部作成し、当該報告に係る月の翌月の10日までに、養殖場の所在地を管轄する都道府県知事まで提出してください。



届出を出さない場合等の罰則

開始届出書、変更届出書及び廃止届出書の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金が課せられることがあります。

また、報告等が適切になされない場合には、報告徴収及び立入検査の対象となることもありますので、各書類は正確に記載してください。

様式等は、以下の水産庁ホームページに掲載しています。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi.html>